

## 第77回国民体育大会日光市競技会情報通信業務要項

### 1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における情報通信業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 通信業務の種類

#### (1) 競技会運営に関する通信

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、競技団体等との協力のもと、競技会場、練習会場等に必要な通信機器を設置し、競技会式典及び競技会の円滑な運営を図る。

#### (2) 記録業務に関する通信

実行委員会は、記録本部及び各競技会場に必要な通信機器を設置し、迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

#### (3) 輸送・交通業務に関する通信

実行委員会は、競技会に参加する選手、監督、競技役員、競技会関係者及び一般観覧者等の輸送及び各駐車場間の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送及び交通業務の円滑な運営を図る。

#### (4) 警備・消防防災業務に関する通信

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、警備及び消防防災業務の実施に必要な通信体制を確立する。

### 3 通信機器

通信業務を遂行するために使用する機器は、概ね次のとおりとする。

- (1) 臨時加入電話
- (2) 携帯電話
- (3) 無線通信機器
- (4) パソコン
- (5) ファクシミリ

#### 4 設置場所

- (1) 臨時加入電話、パソコン及びファクシミリは、競技会実施本部、記録本部、競技会場その他の必要な箇所に設置する。
- (2) 携帯電話及び無線通信機器は、競技会運営上必要と認める者に携帯させる。

#### 5 設置期間

- (1) 設置期間は、原則として競技会開催期間中とする。
- (2) 設置数、使用時間、設置場所等については、競技団体及び関係機関等と協議の上、決定することとし、設置については必要に応じて専門の業者に依頼する。
- (3) 通信施設等の設置については、競技会運営に支障のない日時までに完了する。

#### 6 通信機器の管理及び保管

- (1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理担当者を置き、通信機器の管理に当たる。また、競技会実施本部に管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を総括する。
- (2) 競技会終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了したときは、管理担当者はこれを取りまとめて競技会実施本部に返却する。
- (3) 通信機器を破損又は忘失したときは、管理担当者は管理責任者に直ちに報告し、管理責任者の指示に従うものとする。

#### 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、情報通信業務に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における情報通信業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。